

# 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金

## 【手引き】

制定 令和5年6月19日

改定 令和5年7月19日（波線部分）

### 【お問い合わせ窓口】

公益社団法人 千葉県LPガス協会 千葉県支援事業部

TEL : 043-306-2360

Mail : [chibalpg@chiba-shien.com](mailto:chibalpg@chiba-shien.com)

# 目 次

1	はじめに	
(1)	本手引きについて	1
(2)	申請にあたっての注意点	1
(3)	助成金の返還	1
2	実施目的・実施概要	
(1)	実施目的	2
(2)	実施概要	2
3	一般消費者等への支援概要	
(1)	対象者	3
(2)	値引き額	3
(3)	値引き対象月	3
(4)	値引き額の考え方	3
(5)	値引き額等の明示	4
(6)	注意事項	4
4	販売事業者への助成概要	
(1)	対象者	5
(2)	助成額	5
5	申請から助成金交付までの流れ	
(1)	概要図	5
(2)	①交付申請	6
(3)	②交付決定	6
(4)	③料金値引き	7
(5)	④概算払請求・⑤概算払い	7
(6)	⑥実績報告	8
(7)	⑦精算払い	9
6	千葉県LPガス料金負担軽減支援事業の中止等	10
7	個人情報の取扱い	10
8	その他	
(1)	お問い合わせ窓口	10
(2)	書類の提出先	10
(3)	営業時間	10
(4)	注意事項	10

## 1 はじめに

### (1) 本手引きについて

ア この手引きは、千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金交付要領（以下「交付要領」という。）を補完するものです。

イ この手引きは、千葉県LPガス料金負担軽減支援事業（以下「本事業」という。）開始後も適宜改訂することがありますので、協会ホームページにて最新版をご確認ください。

### (2) 申請にあたっての注意点

ア 本事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本事業は、LPガス料金の上昇により影響を受ける一般消費者等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められませんのでご注意ください。

イ 本事業の交付申請する際は、交付要領を併せてご確認ください。

ウ 本事業の関係書類は事業終了後5年間（令和10年度末まで）保存しなければなりません。また、協会から閲覧の求めがあった際は、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

エ 交付要領に記載のない細部については、協会からの指示に従ってください。

オ 本事業における実施状況を確認するため、協会が電話連絡や訪問を実施することがあります。また、千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金（以下「助成金」という。）を不正に受給した疑いがある場合は、必要に応じて現地調査等を実施します。

### (3) 助成金の返還

ア 本事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としているため、事業の適正な執行が求められることとなります。したがって、不正行為（※）に対しては、加算金を課した上での助成金の返還等を含め、厳正に対処することとします。

（※）不正行為

- ・本補助事業の申請内容に虚偽がある場合
- ・交付要領（誓約事項・同意事項）に違反がある場合
- ・不正受給が確認された場合 等

イ 本事業は、会計検査院等による検査の対象になります。

検査については、助成金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査の結果、助成金の返還命令等の指示がなされた場合は、従わなければなりません。

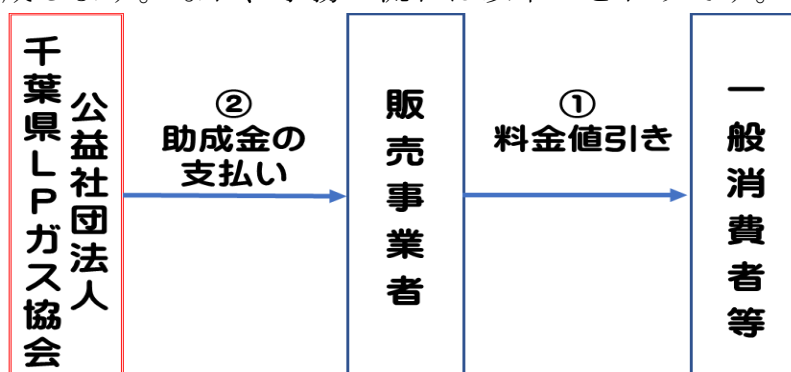
## 2 実施目的・実施概要

### (1) 実施目的

国においては、都市ガスの価格高騰に対応した料金軽減対策を実施しているところですが、国の対象となっていないLPガス料金についても高騰が認められることから、LPガスを利用する一般消費者等（千葉県内に住所を有する者）の負担の軽減を図ることを目的として実施します。

### (2) 実施概要

LPガス利用世帯等（千葉県内に住所を有する者）に対してLPガス料金の値引きを行った販売事業者へ支援金（値引き原資）と協力金を助成します。なお、事務の流れは以下のとおりです。



※販売事業者等とは

一般消費者等にLPガスを販売する以下の個人又は法人です。

- ① 液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者
- ② ガス事業法第3条の登録を受けた者

### 3 一般消費者等への支援概要

#### (1) 対象者

ア 液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、千葉県内でLPガスを消費する者とします。

イ 国又は地方公共団体（県及び市町村等）により管理等が行われる施設は対象外とします。ただし、公営住宅の入居者や施設の利用者が直接LPガス料金を負担している場合は、対象とします。

ウ 質量販売は対象外とします。

#### (2) 値引き額

ア 一般消費者等1契約（1世帯）につき、1月最大1,200円として、連続する2月（合計2,400円）とします。

※ガス料金が800円/月の場合、値引き額は800円/月となります。

イ 月の途中で開栓・閉栓となった一般消費者等についても値引きの対象とします。

#### (3) 値引き対象月

原則、令和5年8月検針分・9月検針分のLPガス使用料金を対象とします。

ただし、システム改修等の理由により8月検針分からの値引きが困難な場合は、事前にご相談ください。

#### (4) 値引きの考え方（1月あたり）

元値から値引く場合（税込前に値引く：1,200円）と税込額から値引く場合（税込後に値引く：1,320円）があり、原則として次のとおりです。

ア 元値から値引きする場合（税込前に値引く）

基本料金	1,800円
従量料金	3,200円
千葉LP支援	-1,200円
ガス消費税	380円
<hr/>	
当月ガス料金	4,180円
前月繰越額	0円
<hr/>	
今回ご請求合計額	4,180円

イ 税込額から値引きする場合（税込後に値引く）

基本料金	1,800 円
従量料金	3,200 円
ガス消費税	500 円
当月ガス料金	5,500 円
前月繰越額	0 円
<u>千葉 LP 支援（税込）</u>	<u>-1,320 円</u>
今回ご請求合計額	4,180 円
	<u>（内、消費税 380 円）</u>

【-1,320 円の内訳】

- ・千葉 LP 支援 -1,200 円
- ・消費税相当額控除-120 円

※一般消費者等が最終的に支払う消費税額を明示しましょう。

(5) 値引き額等の明示

検針票・請求書等により、以下の項目を明示してください。

- ・「千葉県LPガス料金負担軽減支援事業」による値引きであること
- ・値引き額

システムの都合上、検針票・請求書による値引きの明示ができない場合は、別紙を作成等によりご対応をお願いします。

なお、協会において、値引き額等の明示を記載した納品伝票（手書き用）を販売することとします。

（記載例：税込額から値引く場合）

- ・千葉県LPガス料金負担軽減支援事業により 1,320 円（税込）を上限として値引きしています。
- ・千葉県LP支援事業により 1,320 円（税込）を上限として値引きしています。
- ・千葉 LP 支援(税込) - 1,320 円

（別紙作成例：税込額から値引く場合）

◀値引きの明示例（1,320円（税込み）値引き）▶ ※切り分けて検針票に添付

<p>千葉県LPガス料金負担軽減支援事業により、8月分のLPガス料金から1,320円(税込み)を値引きしています。</p> <p>2023年〇月〇〇日 (事業者名)</p>	<p>千葉県LPガス料金負担軽減支援事業により、8月分のLPガス料金から1,320円(税込み)を値引きしています。</p> <p>2023年〇月〇〇日 (事業者名)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

(6) 注意事項

値引きは、協会による助成金の交付決定後に行ってください。

## 4 販売事業者への助成概要

### (1) 対象者

ア 液化石油ガス法第3条の登録を受けた者

イ ガス事業法第3条の登録を受けた者

※ 千葉県内の一般消費者等に対して値引きを行っていただいた販売事業者が対象となりますので、事業所が他県にある場合や販売登録が国や他県の場合でも対象となります。

### (2) 助成額

支援金（値引き原資）と協力金を助成します。

なお、協力金については、1事業者あたり固定協力金額は30,000円とし、値引きを実施した契約（世帯）数（※）に20円を乗じた額を加算します。

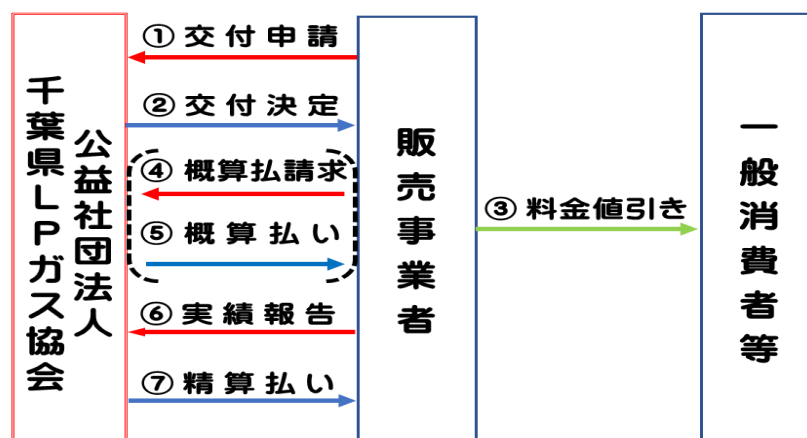
（※）8月検針分・9月検針分の契約（世帯）数の平均とします。

（参考）交付要領第4条第3項

交付の対象	支援内容	助成金の額
支援事業者	支援金	1,200円/月×2か月×契約（世帯）数の範囲内
	協力金	30,000円+20円×契約（世帯）数

## 5 申請から助成金交付までの流れ

### (1) 概要図



④・⑤は希望する販売事業者のみ

## (2) ①交付申請

### ア 申請期間

令和5年7月3日(月)から8月4日(金)まで(必着)

※提出が遅れる場合は事前にご相談ください。

### イ 提出書類(※押印は不要です。)

提出書類は協会HP等よりダウンロードしてください。

- ・様式1 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金交付申請書
- ・様式1別紙 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金交付申請額内訳書

### ウ 提出方法

協会への持参・郵送・電子メールのいずれかにより提出

### エ 注意事項

交付申請書に疑義が生じた場合は、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

## (3) ②交付決定

### ア 交付通知書の送付

「①交付申請」により提出された資料を協会が審査し、適正と認められる場合は、交付決定します。

交付決定後、「様式2 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金交付決定通知書」を郵送又は電子メールにより送付します。

なお、交付決定後に事業を開始してください。

### イ 実績額が交付決定額を上回るなど、変更が生じた場合

契約者数の増加により、既に通知した交付決定額を上回るときなど、変更が生じた場合は、計画変更の申請を協会に提出し、その承認を受けなければなりません。

#### 【計画変更申請】

(提出書類) ※押印は不要です。

- ・様式3 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金計画変更申請書
- ・様式3別紙 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金計画変更算出書

(変更申請が必要となる事項(交付要領第9条))

- ・助成金交付決定額を上回るとき
- ・支援事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき



- ・支援事業の全部又は一部を他に承継させてようとするとき
- ・破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき  
(代理人による申請を含む。)

ウ 注意事項

実績報告時、実績額（確定額）が交付決定額を下回っている場合は、交付決定額全額ではなく、実績額（確定額）分のみ支払われることとなります。「交付決定額が全額支払われる」ということではありません。

(例) 交付決定額 20 万円、実績額（確定額） 18 万円の場合  
→実際に支払われるのは 18 万円になります。

(4) ③料金値引き

「3 一般消費者等への支援概要」のとおりです。

(5) ④概算払請求・⑤概算払い

ア 概要

原則、助成金の支払いは「⑦精算払い」で行います。

しかしながら、「⑦精算払い」では本事業の遂行が著しく困難であると認められる場合は、実績報告前に概算払いを受けることができます。

イ 概算払額

概算払額は、支援金に要した費用の 80% を上限とします。

ウ 提出期限

審査に時間を要することから、実績額が確定次第、速やかにご提出ください。

エ 提出書類（※押印は不要です。）

提出書類は、協会HP等よりダウンロードしてください。

- ・様式8 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金概算払請求書
- ・様式8別紙 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金概算払額算定書（〇月分）
- ・支援を行った一般消費者等の一覧表

オ 提出方法

協会への持参・郵送・電子メールのいずれかにより提出

カ 注意事項

実績報告後、協会が実績額（確定額）を確定した際、既にその額を超える概算払いが行われていた場合は、その差額は協会へ返還することとなります。

（例）概算払 20 万円、実績額（確定額）が 18 万円の場合  
→差額 2 万円は協会へ返還することとなります。

（6） ⑥実績報告

ア 提出期限

以下のいずれか早い日までに提出してください。

- ・事業が完了した日から起算して 30 日
- ・令和 5 年 12 月 31 日（消印有効）

※提出書類を協会へ持参する場合は 12 月 27 日（水）までに提出してください。

※提出が遅れる場合は事前にご相談ください。

イ 提出書類（※押印は不要です。）

提出書類は、協会HP等よりダウンロードしてください。

- ・様式 5 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金実績報告書
- ・様式 5 別紙 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金実績報告内訳書

- ・支援を行った一般消費者等の一覧表

※様式は自由としますが、以下の項目が分かるように作成してください。（一覧表作成例）

※「値引き前の請求金額」、「値引き後の請求金額」、「値引き額（税抜）」については、合計額の集計をお願いします。

「契約者名又は管理番号」  
「住所（市町村名のみ）」  
「値引き実施日（検針日等）」  
「値引き前の請求金額」  
「値引き後の請求金額」  
「値引き額（税抜）」

- ・一般消費者等の請求書等の写し（値引き額が分かるもの）

※支援を行った一般消費者等の一覧表の中から協会が無作為に選んだ一般消費者等の請求書等の写しの提出を依頼しますので、指定した期日までに提出してください。

※請求書等の提出は 6 枚～10 枚程度を予定しています。

ウ 提出方法

協会への持参・郵送・電子メールのいずれかにより提出

#### エ 助成金額の確定

協会に提出された書類を審査し、適正と認められる場合は、助成金の額を確定します。

助成金額の確定後、「様式6 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金額確定通知書」を郵送又は電子メールにより送付します。

#### オ 注意事項

- ・定められた期日までに、実績報告書等の提出を協会を確認できなかった場合は、交付決定通知書を受領していても、助成金の支給対象外となります。
- ・実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない場合は、助成金の交付は行いません。
- ・既に実績額（確定額）を超える概算払が行われている場合は、その差額は協会へ返還することとなります。
- ・交付申請書に疑義が生じた場合は、必要に応じて追加資料の提出を求めること、現地調査等を実施することがあります。

### (7) ⑦精算払い

#### ア 提出書類（※押印は不要です。）

提出書類は、協会HP等よりダウンロードしてください。

様式7 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金精算払請求書

#### イ 提出方法

協会への持参・郵送・電子メールのいずれかにより提出

#### ウ 助成金額の精算

協会に提出された精算払請求書の内容確認し、指定の振込先に振込を行う。

## 6 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業の中止等

LPガスの販売業者は、本事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は支援事業の遂行が困難となったときは、「様式4 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金事故報告書」を速やかに提出してください。

## 7 個人情報の取扱い

本事業により協会がL P ガスの販売事業者から入手した個人情報等については、適切な保護措置を講ずるものとし、本事業の業務の範囲内でのみ使用します。

## 8 その他

### (1) お問い合わせ窓口

公益社団法人千葉県L P ガス協会 千葉県支援事業部

TEL : 043-306-2360

Mail : chibalpg@chiba-shien.com

### (2) 書類の提出（郵送）先

千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番1号

公益社団法人 千葉県L P ガス協会 千葉県支援事業部 宛て

### (3) 営業時間

午前10時～午後4時（土日・祝日・年末年始を除く）

### (4) 注意事項

協会への問い合わせ、協会への提出書類の持参は、(3)の営業時間内をお願いします。